

就学援助費のお知らせ

西東京市教育委員会 教育部 学務課

西東京市では、市内にお住まいの国公立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、経済的な理由により教育費の支払いにお困りの方を対象に、学用品費や校外活動費などの教育費の一部を援助する「就学援助」という制度があります。年度ごとに申請が必要となりますので、ご希望の方は申請してください。

1 対象者

- ① 生活保護を受給している ←※申請方法が異なります。詳しくは学務課学務係までご連絡ください。
- ② 児童扶養手当を受給している ③ 令和8年4月以降に生活保護が廃止または停止となった
- ④ 家族全員の市民税が非課税 ⑤ 東日本大震災・大規模災害等で被災し、避難している
- ⑥ 令和8年4月以降に火災、水害等により著しく被害を受けた
- ⑦ 令和7年1月～12月の家族全員の収入額の合計が、認定基準を下回る
- ⑧ 失業、退職、休職（産休・育休によるものを除く）等により家計が急変し就学が困難と認められ、令和8年の収入見込み額が、認定基準を下回る

2 主な援助内容

児童・生徒の学年や申請時期により、支給対象となる費目と金額が異なります。

援助費目	対象学年	小学生			中学生			支給時期（予定）
		1年	2～5年	6年	1年	2年	3年	
学用品・通学用品費（定額）		11,630円	13,900円	13,900円	22,730円	25,000円	25,000円	8月末、12月末、3月末
新入学学用品費（定額）※ ¹		64,300円	—	—	81,000円	—	—	7月末
新入学学用品費（差額支給）※ ²		7,240円	—	—	18,000円	—	—	7月末
新入学準備金（定額）		—	—	81,000円	—	—	—	2月末
給食費※ ³ 、副教材費、校外活動費（宿泊あり、なし）		実費	実費	実費	実費	実費	実費	8月末、12月末、3月末
移動教室費、修学旅行費、卒業記念品費		—	—	実費	—	—	実費	8月末、12月末、3月末
通学費※ ³ 、交流学習交通費、職場実習交通費		実費（特別支援学級等に通う児童生徒が対象）						8月末、12月末、3月末

※¹ 4月認定者のみ対象。令和8年2月に新入学準備金を受給した方は対象外

※² 4月認定者のみ対象。令和8年2月に新入学準備金を受給した方が、令和8年度就学援助費でも認定になった場合、新入学準備金と新入学学用品費との差額を支給

※³ 給食費、通学費は、9月中旬、1月末、4月中旬に支給予定

3 認定基準の目安

人数	家族構成（例）	家族全員の収入額の合計	
		持家の場合	借家の場合
2人	親(20～40歳) 子(8歳【小2】)	約312万1千円以下	約412万2千円以下
3人	親(20～40歳) 親(20～40歳) 子(8歳【小2】)	約348万5千円以下	約456万8千円以下
4人	親(41～59歳) 親(41～59歳) 子(12歳【小6】) 子(13歳【中1】)	約450万1千円以下	約564万4千円以下
5人	親(20～40歳) 親(20～40歳) 子(8歳【小2】) 子(11歳【小5】) 子(14歳【中2】)	約491万5千円以下	約613万2千円以下

※ 上の表は家族構成の一例です。人数が同じでも、家族構成や年齢、家賃額などにより認定基準となる収入額が変わります。

※ 認定基準は、平成30年4月1日現在の生活保護基準額表から算出した需要額の1.5倍未満です。

※ 確定申告の方は、国税庁「令和7年分 源泉徴収税額表」に基づき所得額を収入額に換算します。

※ パート、内職、年金、生命保険、配当、雇用保険、仕送り、親戚や知人からの援助、児童手当、児童扶養手当、児童育成手当など、令和7年1月～12月に得た全ての収入の合計額を家族全員の収入額とします。

※ 認定基準に該当するかどうか、窓口や電話で事前に回答することはできませんのでご了承ください。

4 申請受付期間（4月認定者）

令和8年4月6日（月）～5月31日（日）

※6月1日以降も申請できますが、支給額は申請した月以降が対象となります。

右の二次元コードまたは市ホームページから申請してください。

※インターネットでの申請ができない場合は、学務課窓口で受け付けます。

（土・日・祝を除く午前8時30分から午後5時まで）



令和8年度から
オンライン申請
開始！

5 申請時に必要な書類

※学務課窓口で申請する場合は、コピーをご提出ください。提出された書類は、審査結果に関わらずお返しできません。

※**確定申告または税申告が未申告の場合は、必ず申告を済ませたうえで申請してください。**

	対象者	申請時に必要な書類
1	児童扶養手当を受給している	なし
2	令和8年4月以降に生活保護が廃止・停止となった	
3	家族全員の市民税が非課税	
4	東日本大震災・大規模災害等で被災し、避難している	罹災証明のコピー
5	令和8年4月以降に火災、水害等により著しく被害を受けた	

下記(1)～(7)のうち、該当する書類“全て”をご提出ください。
18歳以上(学生を除く)の家族全員の書類が必要です。

6	<p>令和7年1月～12月の家族全員の収入額の合計が、認定基準を下回る</p> <p>※1ページ「3 認定基準の目安」をご確認ください。 ※認定基準に該当するかどうか、窓口や電話で事前に回答することはできません。</p>	<p>【収入に関する書類】</p> <p>(1)令和7年1月2日以降に転入した方 ⇒ 転入前の自治体から支給された令和7年1月～12月の児童手当、児童扶養手当、児童育成手当等の金額が確認できる書類 (例) 振込通知書、通帳のコピーなど</p> <p>(2)令和8年1月2日以降に転入した方 ⇒ 令和7年1月～12月の収入が確認できる書類 (例) 「令和8年度(令和7年分)課税(非課税)証明書」、 「令和7年分源泉徴収票」、 「令和7年分の所得税の確定申告書(控)」など</p> <p>(3)年金収入がある方 ⇒ 受給者氏名・金額が確認できる書類 (例) 「令和7年 年金振込通知書」、通帳のコピーなど</p> <p>(4)生命保険・配当・仕送り・親戚知人からの援助などがある方 ⇒ 令和7年1月～12月に得た全ての金額が確認できる書類 (例) 振込通知書、通帳のコピーなど</p> <p>(5)令和7年1月以降に退職し、申請日現在失業中の方 ⇒ 「雇用保険受給資格者証」または「退職証明書」</p> <p>(6)令和8年1月以降に、家計が急変した方 ⇒ 直近3か月分の、家計が急変したことが確認できる書類 (例) 給与明細書、売上と経費が確認できる書類など</p>
7	<p>失業、退職、休職(産休・育休によるものを除く)等により家計が急変し、就学が困難と認められ、令和8年の収入見込み額が、認定基準を下回る</p> <p>※1ページ「3 認定基準の目安」をご確認ください。 ※認定基準に該当するかどうか、窓口や電話で事前に回答することはできません。</p>	<p>【家賃額に関する書類】</p> <p>(7) アパート、借家、社宅、公営住宅 等にお住まいの方 ⇒ 令和7年12月分の家賃額(共益費、雑費を除く)・建物名・氏名が確認できる書類 (例) 「賃貸借契約書」、「住宅使用料等領収書」 ※令和7年12月以降に転入または転居した場合は、申請日現在の家賃額(共益費、雑費を除く)・建物名・氏名が確認できる書類</p>

<注> **住民票上は別世帯であっても、単身赴任中の保護者や申請者と同居している方は審査の対象になります。**

(例) 海外赴任中の父母、同居している祖父母など

※以下の場合、申請前に下記担当へご連絡ください。申請に必要な書類等について、ご案内します。

- (1) 別居の配偶者がおり、金銭援助を受けていない場合
- (2) 同一の敷地に居住する親族等がいるが、光熱費等の契約を別にしている場合(二世帯住宅、離れなど)
- (3) 住民票の住所と実態が異なる場合

6 申請後の流れ

- ◆ 4・5月に申請された方 → 7月上旬に審査結果を通知します。(6月30日発送予定)
- ◆ 6月以降に申請された方 → 申請日の属する月の翌月中旬に審査結果を通知します。

<お問い合わせ>

西東京市教育委員会教育部 学務課 学務係(田無第二庁舎3階)
電話 042-420-2824(直通)
電子メール gakumu@city.nishitokyo.lg.jp

<西東京市ホームページ>

「就学援助費」

